

## 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する 基本方針解説資料（案）

### Ⅲ. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する基本的事項について

#### 1. 背景と意義

##### 1-1 環境性能を考慮した物品調達の必要性と意義

自動車の購入及び賃貸借（以下「購入等」という。）に係る契約に当たっては、初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出や燃料費用の支出等についても適切に判断した上で、契約を締結することが温室効果ガス等の排出抑制の観点等から必要である。調達者側においてこうした環境に配慮した契約を推進することが、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済が両立する新しい社会づくりのために役立つことが期待される。

##### 1-2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に自動車の購入等に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、調達者は調達条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

## 2. 契約方式の解説

### 2-1 自動車の購入等に係る契約方式の基本的考え方

本契約方式は、購入等の後にエネルギーを大量に使用する自動車の調達に係る契約に適用するものであり、調達に当たっては、初期価格のみならず、使用に伴い排出される温室効果ガスに関する環境性能（燃費）を総合的に評価する。本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

#### ① 契約締結の選定基準

- グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合は、車種別の自動車<sup>1</sup>に係る判断の基準を満足する製品車両であることが前提条件。
- 価格のほかに価格以外の要素（環境性能）を評価の対象に加えて評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果として最も評価の高い案を提示した者と契約を締結（総合評価落札方式）。

#### ② 入札時の考慮事項

- 調達時の要求性能等に関しては、必要以上に入札を制限することがないように配慮しつつも、行政目的等が確実に達成できるように適切に勘案し、入札者等に誤解が生じないように明確に定めること。
- 具体的な条件については、使用状況を踏まえつつ、調達者において設定すること。

### 2-2 対象となる車種の考え方

#### （1）総合評価落札方式の対象車種

当分の間、何らかの基準により燃費が公表されているものに限ることとする。

また、車種等の具体的な条件については、当該自動車を使用する行政目的や使用状況を踏まえつつ、調達者において条件を設定し、その条件の下で選定基準に基づき契約者を選定する。その際、入札の公正な実施を確保するため、排気量、使用目的、要求性能等の入札条件を事前に明確に示す必要がある。

政府実行計画における公用車の次世代自動車への代替促進に向けて、~~いて、~~政府の公用車については、代替可能な電動車<sup>2</sup>がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とすることとしており、令和34年20月のグリーン購入法に基づく基本方針の改定により、~~次世代自動車~~電動車の普及状況等を踏まえ、自動車に係る判断の基準等の見直しが実施され、~~特定調達品目として従前の自動車1品目から、乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラ~~

<sup>1</sup> 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタの6車種

<sup>2</sup> 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車

ック等及びトラクタの6品目に変更されたところである。特に乗用車については基準値1<sup>3</sup>として全て電動車等<sup>4</sup>、基準値2<sup>5</sup>として次世代自動車<sup>6</sup>の調達を義務づけるとともに、内燃機関を有する併せてハイブリッド自動車については、排出ガス基準及び燃費基準を満たすことを求めている。乗用車以外の5車種についても、基準値1<sup>7</sup>として次世代自動車電動車等、基準値2<sup>8</sup>として次世代自動車<sup>9</sup>又は当該車種に係る燃費基準等への適合を求めている。

本契約で採用する総合評価落札方式は、価格と環境性能を総合的に評価する方式であることから、価格面においても相応の競争力を有すること、すなわち、一定程度普及段階にある自動車であることが、本契約方式による入札の前提の要件となる。このため、現段階における次世代自動車電動車等の普及状況を勘案して、乗用車のうち電動車等においてはハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、のみを本契約方式の対象として扱うものとする。なお、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車について本契約方式を実施する場合は、市場への普及状況及び価格面の競争力等を踏まえ、基準値等を適切に判断するものとする。

なおまた、次世代自動車電動車等に代替が困難な用途の車両等（ガソリン自動車、ディーゼル自動車等）の場合にあってももは、引き続き本契約方式による調達を実施するものとする。

## （2）行政目的に応じた調達

電気自動車、燃料電池自動車等の環境性能に優れた新たな自動車の普及促進、新技術の実証実験の支援といった行政目的を持つ場合は、その目的に対応した条件を設定した調達（当該車種の指定等）が可能である。また、原則として燃費に関する比較については、発熱量換算燃費値等により、同一の燃料基準に係る車両重量区分で整理することが望ましいものではあるが、行政目的や使用用途、想定される走行距離等により、燃料種別等ごとに異なる入札条件の設定が必要である場合、その実施を妨げるものではない。

---

<sup>3</sup> グリーン購入法に基づく基本方針において、基準値1は「判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの」と定義されている。

<sup>4</sup> 電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車電動車等及び水素自動車

<sup>5</sup> 基準値2は「判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの」と定義されている。

<sup>6</sup> 電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車

<sup>7</sup> グリーン購入法に基づく基本方針において、基準値1は「判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの」と定義されている。

<sup>8</sup> 基準値2は「判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの」と定義されている。

<sup>9</sup> 電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車

## 2-3 総合評価落札方式

### (1) 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式は、入札価格に係る評価点（入札価格点）のほかに、価格以外の要素に係る評価点（技術点）を評価の対象に加えることで品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を評価した結果として最も優れた者を落札者として決定する方式である。

自動車の購入等に係る契約において、価格以外の要素として評価する環境性能として、本契約方法にあつては、当分、使用段階の二酸化炭素排出量の削減とする。

自動車の使用段階における二酸化炭素排出量は、燃料使用量と恒等であり、また、燃料使用量は貨幣換算することができる。このため、自動車の環境性能の評価項目に係る指標は「燃費 (km/ℓ)」とする。

#### ア. 評価方式の概要

総合評価落札方式においては、提案の内容は評価指標をもとに得点に換算され、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、最もコストパフォーマンスの優れた提案を判断する。具体的な評価値は、以下の方法で算定する（式1）。

評価値が最も高い者が落札者

あらかじめ定めた計算方法により提案内容を得点換算

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}} \quad \dots \text{(式1)}$$

例えば、1万円を1点にするなど入札価格を点数化する

#### イ. 評価の考え方

本契約で用いる評価方式は、入札説明書等に記載された要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足しているかを判断し、満足している場合には、標準点（＝100点）を与える。さらに、環境性能について標準案の状態を上回る部分に対して、標準点を基準として、評価に応じた加算点を与えるものとする。

具体的な得点は、標準点と加算点の合計とする（式2）。

$$\text{得点} = \text{標準点} + \text{加算点} \quad \dots \text{(式2)}$$

#### ウ. 標準点と加算点

上記のとおり、要求要件（＝調達者が示す標準案の状態）を満足している場合の標準点

を100点とする。

また、加算点については、行政目的、使用状況等を踏まえ、以下の内容について調達者が適切に設定する必要がある。

- 評価指標 燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）
- 標準点 要求要件の水準を満たしている場合の得点
- 換算方法 評価指標を用いて最低限の要求要件を満足する状態を基準（標準点が付与される状態）として環境性能の向上に応じて評価指標の数値に比例して加算点を与える方法

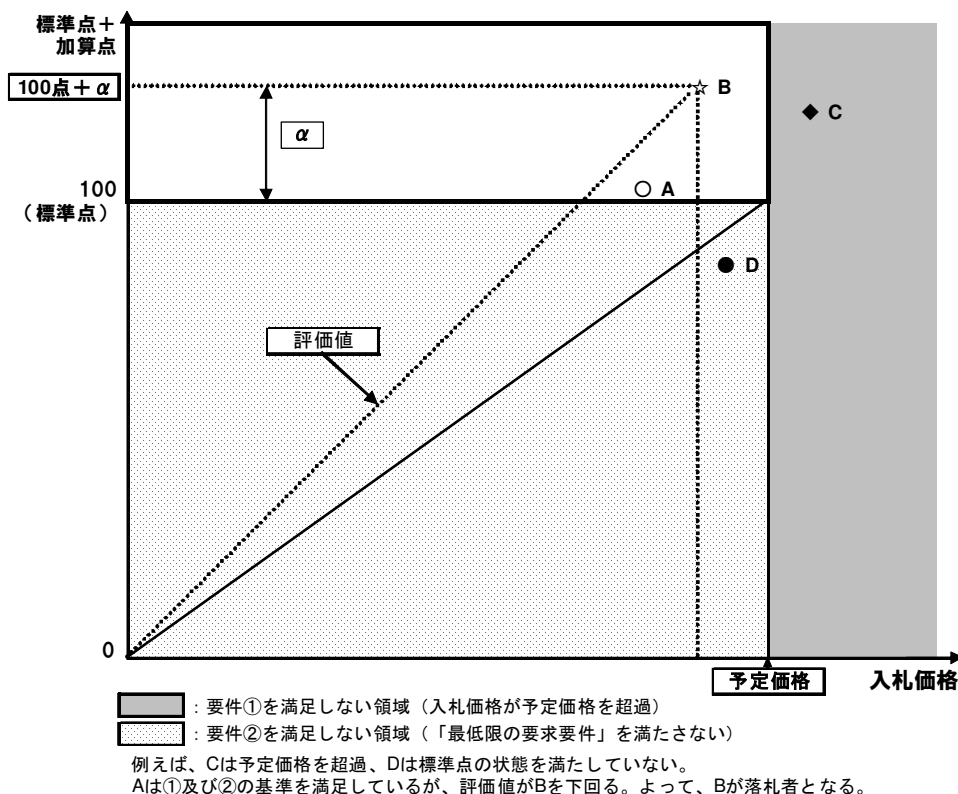
## 工. 選定方法

本評価方式の場合、クリアすべき最低要件として、

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること
- ② 技術提案が評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること
- ③ その他、行政目的に応じて仕様に記載された事項に合致していること

があげられる。

上記①～③を満足するものの中から評価値の最も高いものを落札者とする。本方式の評価値を用いた落札者選定のイメージは、図Ⅲ-2-1のとおり。



図Ⅲ-2-1 総合評価落札方式で行う評価値を用いた落札者選定のイメージ

## (2) 燃費基準値、燃費目標値及び加算点の考え方

自動車の購入等に係る契約における環境性能の評価指標は燃費である。標準値はグリーン購入法に基づく基本方針に定める車種別・燃料種別の燃費基準値とし、目標状態の燃費目標値は車種・燃料種によらず燃費基準値の2倍とする。なお、グリーン購入法の基本方針を適用せずに発注する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値（燃費目標値は燃費基準値の2倍であることは同じ）として設定するものとする。

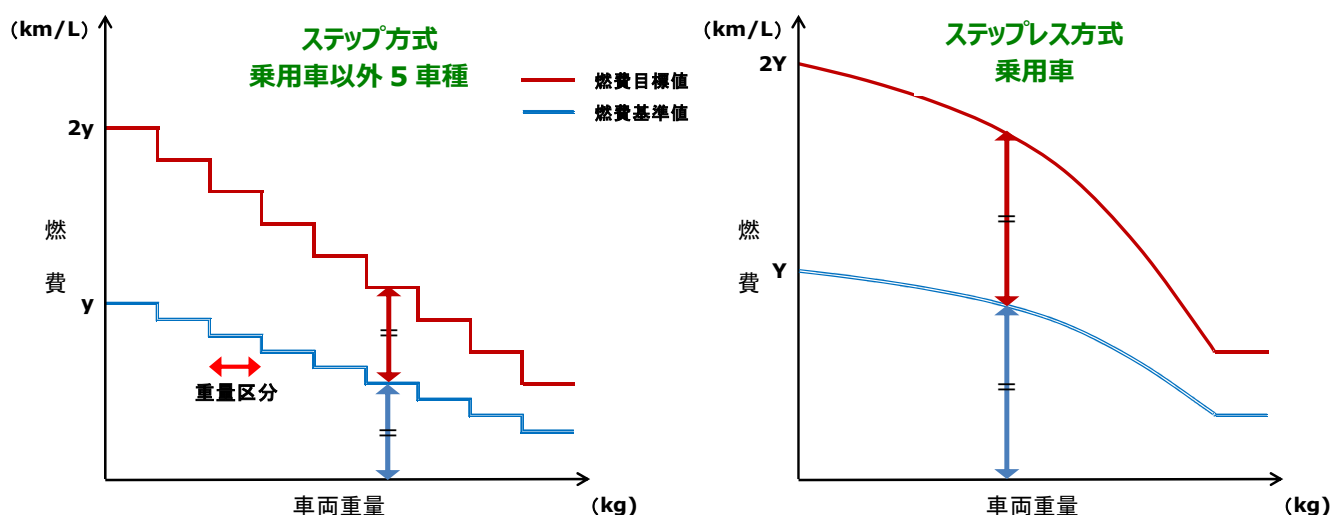
加算点の満点は50点とし、燃費目標値以上の場合にあっては50点を上限（満点）とする。加算点は、当該自動車が評価指標において、目標値と基準値の間のどの位置にあるのかを評価するものであり、具体的には以下の方法で求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \quad \dots (式3)$$

式3において、加算点の満点は50点、燃費目標値は燃費基準値の2倍であることから、以下の式4のとおりとなる。

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \quad \dots (式4)$$

また、図Ⅲ-2-2は、燃費基準値と燃費目標値の関係を示したもので、左図が車両重量区分（ステップ方式）ごとの燃費基準値・燃費目標値のイメージ（グリーン購入法における乗用車以外の5車種）であり、右図がステップレス方式の燃費基準値・燃費目標値のイメージ（同乗用車）である。



図Ⅲ-2-2 燃費基準値及び燃費目標値のイメージ

## (2.3) 評価値の算定例（購入の場合）

### ○セダン（3ボックス型）ハイブリッド乗用車の例

以下に、自動車を購入（交換を含む）する場合の具体的な評価値の算定例を示す。算定

に当たっては、概ね車両重量1,311kg以上1,421kg未満のセダン（3ボックス型）のハイブリッド乗用車で仮定の例を示すこととする。

試算対象となる自動車の仕様は評価値の試算結果は、表Ⅲ-2-1のとおりである。

表Ⅲ-2-1 ハイブリッド乗用車の評価の例

車名	車両重量 (kg)	提案車燃費 (km/L)	燃費基準値 (km/L)	燃費目標値 (km/L)	①得点 <sup>注1</sup>	②価格点 (1点/万円)	評価値 (①/②)	順位
A	1,100	32.6	16.0	32.0	150.0 <sup>注2</sup>	236	0.636	1
B	1,300	19.8	15.2	30.4	115.1	235	0.490	5
C	1,180	27.8	15.7	31.4	138.5	220	0.630	2
D	1,270	22.0	15.3	30.6	121.9	217	0.562	3
E	1,040	18.4	16.3	33.2	106.4	190	0.560	4

注1：得点＝標準点（100点）＋加算点（以下の評価例において同じ）

注2：車名Aの燃費は燃費目標値（燃費基準値の2倍）を上回っているため加算点は上限値の50点

表Ⅲ-2-1に示したハイブリッド乗用車の評価値の計算式は以下のとおり。

◇車名 A

標準点：100点 加算点：50点×(32.6-16.0) / 16.0=51.9点 ←式4

得点：100点+50点（加算点の上限値）=150点 ←式2

評価値：150点 / 236点 = 0.636 ←式1

◇車名 B

標準点：100点 加算点：50点×(19.8-15.2) / 15.2=15.1点

得点：100点+15.1点=115.1点 評価値：115.1点 / 220点 = 0.490

◇車名 C

標準点：100点 加算点：50点×(27.8-15.7) / 15.7=38.5点

得点：100点+38.5点=138.5点 評価値：138.5点 / 220点 = 0.630

◇車名 D

標準点：100点 加算点：50点×(22.0-15.3) / 15.3=21.9点

得点：100点+21.9点=121.9点 評価値：121.9点 / 217点 = 0.562

◇車名 E

標準点：100点 加算点：50点×(18.4-16.3) / 16.3=6.4点

得点：100点+6.4点=106.4点 評価値：106.4点 / 190点 = 0.560

評価値は、A>C>D>E>Bとなり、評価値が最も高い車名Aを提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格が最も高いが、燃費が最も優れたものが選択された。

表Ⅲ-2-1 試算の対象となる乗用車

車名	排気量 —(cc)—	車両重量 —(kg)—	燃費 (JC08 モード) —(km/ℓ <sup>10</sup> )—	燃費基準値 —(km/ℓ <sup>10</sup> )—	入札価格※ —(万円)—
A	1,797	1,320	39.0	19.0	264
B	1,498	1,320	27.8	19.0	215
C	1,496	1,350	23.2	19.0	228
D	1,496	1,380	30.4	19.0	250
E	1,797	1,390	24.5	19.0	234

※：入札価格は希望小売価格（消費税抜）で設定している（以下の例示において同じ。）。

## ア．目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

例えば、対象のクラスにおける最も燃費効率の良い自動車の燃費を燃費目標値として、加算点を設定すると以下のとおりとなる。この際、加算点の満点については、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合が100%以上である場合は50点とし、改善割合が100%未満である場合は、改善割合を基に最高点を設定する。試算条件は次のとおりとする。

□ 燃費基準値：19.0km/ℓ<sup>10</sup>

□ 燃費目標値：39.0km/ℓ<sup>10</sup>（同クラスの市販車の最高レベルから設定）

□ ガソリン価格：136円/ℓ<sup>11</sup>

□ 加算点の満点：50点

この場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、 $39.0/19.0=2.05$ で105%となる。100%を上回っているため、50点を加算の満点とする。加算点は、当該自動車が評価指標において、目標値と基準値の間どの位置にあるのかを評価するものであり、具体的には以下の方法で求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{評価指標の提案値} - \text{標準案の値}}{\text{目標状態の値} - \text{標準案の値}} \quad \text{---(式3)---}$$

自動車の購入等に係る契約における評価指標は燃費である。標準値はグリーン購入法における区分ごとの燃費基準値とし、目標状態を燃費目標値とすると、上式は次のように表される。なお、グリーン購入法の基本方針を適用せずに発注する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値として設定するものとする。

また、複数の車両重量区分にまたがる仕様により調達を実施する場合には、提案車の車両重量区分の数値を分子の燃費基準値に設定し、加算点の満点と分母に使用する燃費基準値及び燃費目標値は、最も燃費改善割合の優れた重量区分の数値を、それぞれ使用するものとする。

<sup>10</sup> グリーン購入法の自動車に係る判断の基準（燃費基準値）は資料編の表1～表8を参照。なお、普通自動車、小型自動車及び軽自動車がすべて対象（二輪自動車を除く。）となっており、総合評価落札方式の評価値の算定方法に係る考え方については、車種や大きさ等によらず同一である。

<sup>11</sup> 燃料価格は、当該地域（都道府県別）の平均価格を使用することを基本とする。本価格は、令和2年1月から令和2年12月までのレギュラーガソリンの全国平均価格である（経済産業省資源エネルギー庁石油製品価格調査「給油所小売事業者調査」）。



$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \quad \text{---(式4)}$$

上記の式を対象クラスのハイブリッド乗用車に当てはめ、加算点の満点を50点とすると、

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費} - 19.0}{39.0 - 19.0} \quad \text{---(式4)}$$

なお、上記の試算条件から、燃費目標値の自動車を使用した場合は、燃費基準値の自動車を使用した場合と比べて燃料費の削減は約28.3万円（ $2,079 \text{ ㊦}^{12} \times 136 \text{ 円/㊦} = 28.3 \text{ 万円}$ ）分となる。

上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

#### ◇車名A

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \quad \text{---} \quad \text{加算点} : 50 \text{ 点} \times \frac{(39.0 - 19.0)}{(39.0 - 19.0)} = 50 \text{ 点} \quad \text{---(式4)} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 50 \text{ 点} = 150 \text{ 点} \quad \text{---(式2)} \\ \text{評価値} &: 150 \text{ 点} / 264 \text{ 万円} = \underline{\underline{0.568}} \quad \text{---(式1)} \end{aligned}$$

#### ◇車名B

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \quad \text{---} \quad \text{加算点} : 50 \text{ 点} \times \frac{(27.8 - 19.0)}{(39.0 - 19.0)} = 22.0 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 22.0 \text{ 点} = 122.0 \text{ 点} \quad \text{---} \quad \text{評価値} : 122.0 \text{ 点} / 215 \text{ 万円} = \underline{\underline{0.567}} \end{aligned}$$

#### ◇車名C

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \quad \text{---} \quad \text{加算点} : 50 \text{ 点} \times \frac{(23.2 - 19.0)}{(39.0 - 19.0)} = 10.5 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 10.5 \text{ 点} = 110.5 \text{ 点} \quad \text{---} \quad \text{評価値} : 110.5 \text{ 点} / 228 \text{ 万円} = \underline{\underline{0.485}} \end{aligned}$$

#### ◇車名D

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \quad \text{---} \quad \text{加算点} : 50 \text{ 点} \times \frac{(30.4 - 19.0)}{(39.0 - 19.0)} = 28.5 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 28.5 \text{ 点} = 128.5 \text{ 点} \quad \text{---} \quad \text{評価値} : 128.5 \text{ 点} / 250 \text{ 万円} = \underline{\underline{0.514}} \end{aligned}$$

#### ◇車名E

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \quad \text{---} \quad \text{加算点} : 50 \text{ 点} \times \frac{(24.5 - 19.0)}{(39.0 - 19.0)} = 13.8 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 13.8 \text{ 点} = 113.8 \text{ 点} \quad \text{---} \quad \text{評価値} : 113.8 \text{ 点} / 234 \text{ 万円} = \underline{\underline{0.486}} \end{aligned}$$

評価値は、 $A > B > D > E > C$  となり、評価値が最も高い車名Aを提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格が最も高いが、燃費が最も優れたものが選択された。

<sup>12</sup>平成17年度において公用車で使用した燃料のうち、ガソリン自動車の燃料使用量は23,386kl、同年度のガソリン自動車の保有台数は24,087台（政府実行計画による平成17年度実績値（平成18年10月））からガソリン自動車1台当たりの年間燃料使用量は971㊦であり、燃費基準値（11.7km/㊦）を乗じて年間走行距離を約11,000km、供用期間7年として算定した。現在の年間走行距離についても同様の11,000kmとして燃費基準値（19.0km/㊦）から算定した年間燃料使用量は579㊦、燃費目標値（39.0km/㊦）から算定した年間燃料使用量は282㊦となる。

#### イ. 燃費に対して一定の環境価値を認めたと点数換算する場合

以下に、標準点及び加算点の具体的な設定例について示す。

##### 【例：セダン（3ボックス型）ハイブリッド乗用車の場合】

設定項目	設定内容
①評価指標	燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）
②標準点	燃費基準値 19.0km/ℓ
③換算方法	燃費 1km/ℓについて加算点 2.5 点とする。

- ① 評価指標については環境性能として定量的に評価可能な「燃費」を設定
- ② グリーン購入法の特定調達品目に該当することから、自動車の判断の基準を満足する製品であることを最低限の要求要件とし、グリーン購入法の判断の基準を満たす自動車（燃費基準値 19.0km/ℓ）に標準点 100 点を付与する<sup>13</sup>
- ③ 燃費（燃料 1ℓ当たりの走行距離） 1km/ℓについて加算点を設定  
まず、加算点の仮の満点について設定する。この際、燃費基準値に対して、同クラスで最も燃費効率の良い自動車の燃費の改善割合が 100%以上である場合は 50 点とし、改善割合が 100%未満である場合は、改善割合を基に仮の最高点を 5 点刻み程度の適当な得点で設定する。その上で、最も燃費効率の良い自動車が仮の最高点程度になるよう燃費 1km/ℓ当たりの得点を設定するものとする。  
例えば、上記の場合、最高レベルの燃費が 39.0km/ℓであるから、燃費基準値（19.0km/ℓ）に対して 105%の改善となり、仮の最高点は 50 点とする。燃費 1km/ℓにつき 2.5 点と設定すれば最高レベルの 39.0km/ℓの得点が  $(39.0 - 19.0) \times 2.5 = 50$  点となる。このため、50 点を超えない範囲の適切な値として 1km/ℓ当たり 2.5 点とする。

仮定の場合、燃費 1km/ℓ当たり加算点 2.5 点から、評価値を算定すると以下のとおりとなる。

##### ◇車名 A

得点：100 点 +  $(39.0 - 19.0) \times 2.5$  点 = 150 点

評価値：150 点 / 264 万円 = **0.568** ←式 1

##### ◇車名 B

得点：100 点 +  $(27.8 - 19.0) \times 2.5$  点 = 122.0 点

評価値：122.0 点 / 215 万円 = **0.567**

##### ◇車名 C

<sup>13</sup> グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合は、自動車の判断の基準を満足する製品であることが前提条件である。セダン（3ボックス型）のハイブリッド乗用車の車両重量を 1,311kg 以上 1,421kg 未満と想定し、燃費基準値 19.0km/ℓを満たす自動車に一律 100 点を与える。

~~得点：100点＋(23.2－19.0)×2.5点＝110.5点~~

~~評価値：110.5点／228万円＝0.485~~

**◇車名D**

~~得点：100点＋(30.4－19.0)×2.5点＝128.5点~~

~~評価値：119.0点／250万円＝0.514~~

**◇車名E**

~~得点：100点＋(24.5－19.0)×2.5点＝113.8点~~

~~評価値：113.8点／234万円＝0.486~~

~~評価値は、A>B>D>E>Cとなり、評価値が最も高い車名Aを提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格が最も高いが、燃費が最も優れたものが選択された。~~

**○ハッチバック(2ボックス型)ハイブリッド乗用車の例**

~~3ボックス型セダンに続き、概ね車両重量971kg以上1,081kg未満のハッチバック(2ボックス型)ハイブリッド乗用車の仮定の算定例を示す。~~

~~試算対象となる自動車の仕様は表Ⅲ-2-2のとおりである。~~

表Ⅲ-2-2 試算の対象となる乗用車

車名	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	燃費(JC08モード) (km/ℓ)	燃費基準値 (km/ℓ)	入札価格 (万円)
A	1,242	990	25.8	23.4	182
B*	1,242	960	32.0	23.7	157
C	1,496	1,060	38.0	23.4	174
D	996	1,000	30.6	23.4	180
E	1,198	1,080	37.2	23.4	169
F	1,242	980	26.5	23.4	165

~~※車名Bは車両重量の区分が異なることから、燃費基準値も異なる。~~

**ア. 目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合**

~~対象となるクラスの燃費目標値は車名Bが23.7km/ℓ、車名B以外が23.4km/ℓである。最も燃費効率の良い自動車(車名C)の燃費が燃費目標値である。この場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、38.0/23.4＝1.62で62%となる。そのため、50点の62%の31点を加算の満点とする。この前提で、加算点を設定すると以下のとおりとなる。試算条件は次のとおりとする。~~

~~□ 燃費基準値：23.4km/ℓ (車名Bは23.7km/ℓ)<sup>14</sup>~~

<sup>14</sup> グリーン購入法のガソリン乗用車に係る燃費基準値(23.4km/ℓは車両重量971kg以上1,081kg未満の判断の基準、23.7km/ℓは車両重量856kg以上971kg未満の判断の基準)。

~~□ 燃費目標値：38.0km/ℓ (同クラスの市販車の最高レベルから設定)~~

~~□ ガソリン価格：136円/ℓ~~

~~□ 加算点の満点：31点~~

~~セダン(3ボックス型)と同様に考え、~~

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$\text{加算点} = 31 \times \frac{\text{提案車の燃費} - 23.4 (\text{又は } 23.7)}{38.0 - 23.4}$$

~~上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。~~

~~◇車名A~~

~~標準点：100点 — 加算点：31点 × (25.8 = 23.4) / (38.0 = 23.4) = 5.1点~~

~~得点：100点 + 5.1点 = 105.1点 — 評価値：105.1点 / 182万円 = **0.577**~~

~~◇車名B~~

~~標準点：100点 — 加算点：31点 × (32.0 = 23.7) / (38.0 = 23.4) = 17.6点~~

~~得点：100点 + 17.6点 = 117.6点 — 評価値：117.6点 / 157万円 = **0.749**~~

~~◇車名C~~

~~標準点：100点 — 加算点：31点 × (38.0 = 23.4) / (38.0 = 23.4) = 31点~~

~~得点：100点 + 31点 = 131点 — 評価値：131点 / 174万円 = **0.753**~~

~~◇車名D~~

~~標準点：100点 — 加算点：31点 × (30.6 = 23.4) / (38.0 = 23.4) = 15.3点~~

~~得点：100点 + 15.3点 = 115.3点 — 評価値：115.3点 / 180万円 = **0.641**~~

~~◇車名E~~

~~標準点：100点 — 加算点：31点 × (37.2 = 23.4) / (38.0 = 23.4) = 29.3点~~

~~得点：100点 + 29.3点 = 129.3点 — 評価値：129.3点 / 169万円 = **0.765**~~

~~◇車名F~~

~~標準点：100点 — 加算点：31点 × (26.5 = 23.4) / (38.0 = 23.4) = 6.6点~~

~~得点：100点 + 6.6点 = 106.6点 — 評価値：106.6点 / 165万円 = **0.646**~~

~~評価値は、E > C > B > F > D > A となり、**評価値が最も高い車名 E**を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格順位は3番目であるが、燃費が2番目に優れたものが選択された。~~

イ. 燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合

【例：ハッチバック（2ボックス型）ハイブリッド乗用車の場合】

設定項目	設定内容
①評価指標	燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）
②標準点	燃費基準値 23.4km/ℓ（車名 B は 23.7m/ℓ）
③換算方法	燃費 1km/ℓについて加算点 2.0 点とする。

- ① 評価指標については環境性能として定量的に評価可能な「燃費」を設定
- ② グリーン購入法の特定調達品目に該当することから、自動車の判断の基準を満足する製品であることを最低限の要求要件とし、グリーン購入法の判断の基準を満たす自動車（燃費基準値 23.4km/ℓ又は 23.7km/ℓ）に標準点 100 点を付与する。
- ③ 燃費（燃料 1ℓ当たりの走行距離）1km/ℓについて加算点を設定  
 要求水準を満たした場合を 0 点とし、最高水準の場合が 50 点以下になる範囲で適当な値を設定する（簡単化のため最高得点の設定は 5 点刻みとする）。具体的には、最高レベルの燃費（38.0km/ℓ）の市販車が燃費基準値（23.4km/ℓ）と比較して約 6 割効率が良くなるため（ $(38.0\text{km}/\ell - 23.4\text{km}/\ell) / 23.4\text{km}/\ell = 0.62$ ）、仮の最高点を 30 点（ $50 \times 0.6$ ）とする。燃費目標値の自動車に加算点 30 点を与えることとし、燃費 1km/ℓ当たりの得点を設定すると 2.05（ $30 \text{ 点} / (38.0\text{km}/\ell - 23.4\text{km}/\ell)$ ）となることから、このクラスでは燃費 1km/ℓにつき 2.0 点と設定する。

仮定の場合、燃費 1km/ℓ当たり加算点 2.0 点から、評価値を算定すると以下のとおりとなる。

◇車名 A

得点：100 点 +  $(25.8 - 23.4) \times 2.0 \text{ 点} = 104.8 \text{ 点}$   
 評価値：104.8 点 / 182 万円 = **0.576**

◇車名 B

得点：100 点 +  $(32.0 - 23.7) \times 2.0 \text{ 点} = 116.6 \text{ 点}$   
 評価値：116.6 点 / 157 万円 = **0.7427**

◇車名 C

得点：100 点 +  $(38.0 - 23.4) \times 2.0 \text{ 点} = 129.2 \text{ 点}$   
 評価値：129.2 点 / 174 万円 = **0.7425**

◇車名 D

得点：100 点 +  $(30.6 - 23.4) \times 2.0 \text{ 点} = 114.4 \text{ 点}$   
 評価値：114.4 点 / 180 万円 = **0.636**

◇車名 E

得点：100 点 +  $(37.2 - 23.4) \times 2.0 \text{ 点} = 127.6 \text{ 点}$

評価値：127.6点／169万円＝0.755

◇車名 F

得点：100点＋(26.5－23.4)×2.0点＝106.2点

評価値：106.2点／165万円＝0.644

~~評価値は、E>B>C>F>D>Aとなり、評価値が最も高い車名Eを提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加点することにより、入札価格順位は3番目であるが、燃費が2番目に優れたものが選択された。~~

**○ハイブリッド軽乗用車の例**

ハイブリッド軽乗用車（排気量 660cc 以下、~~概ね車両重量 741kg 以上 856kg 未満~~）の仮定の算定例を示す。なお、グリーン購入法では、軽自動車は乗用車として区分される。

試算対象となる自動車の仕様は評価値の試算結果は、表Ⅲ－2－32のとおりである。

表Ⅲ－2－2 ハイブリッド軽乗用車の評価の例

車名	車両重量 (kg)	提案車燃費 (km/L)	燃費基準値 (km/L)	燃費目標値 (km/L)	①得点	②価格点 (1点/万円)	評価値 (①/②)	順位
A	780	26.0	17.1	34.2	126.0	119	1.059	1
B	820	22.2	17.0	34.0	115.3	110	1.048	3
C	830	24.7	16.9	33.8	123.1	131	0.940	5
D	840	25.0	16.9	33.8	124.0	135	0.919	6
E	850	23.9	16.9	33.8	120.7	132	0.914	7
F	780	28.1	17.1	34.2	132.2	126	1.049	2
G	810	22.3	17.0	34.0	115.6	116	0.997	4

表Ⅲ－2－2 に示したハイブリッド軽自動車の評価値の計算式は以下のとおり。

◇車名 A

標準点：100点 加算点：50点×(26.0－17.1)／17.1＝26.0点

得点：100点＋26.0点＝126.0点 評価値：126.0点／119点＝1.059

◇車名 B

標準点：100点 加算点：50点×(22.2－17.0)／17.0＝15.3点

得点：100点＋15.3点＝115.3点 評価値：115.3点／110点＝1.048

◇車名 C

標準点：100点 加算点：50点×(24.7－16.9)／16.9＝23.1点

得点：100点＋23.1点＝123.1点 評価値：123.1点／131点＝0.940

◇車名 D

標準点：100点　加算点：50点×(25.0-16.9)／16.9=24.0点  
 得点：100点+24.0点=124.0点　評価値：124.0点／135点=0.919

◇車名 E

標準点：100点　加算点：50点×(23.9-16.9)／16.9=20.7点  
 得点：100点+20.7点=120.7点　評価値：120.7点／132点=0.914

◇車名 F

標準点：100点　加算点：50点×(28.1-17.1)／17.1=32.2点  
 得点：100点+32.2点=132.2点　評価値：132.2点／126点=1.049

◇車名 G

標準点：100点　加算点：50点×(22.3-17.0)／17.0=15.6点  
 得点：100点+15.6点=115.6点　評価値：115.6点／116点=0.997

評価値は、A>F>B>G>C>D>E となり、評価値が最も高い車名 A を提案した者と契約を結ぶことになる。環境性能を加算することにより、入札価格順位が 3 番目、燃費順位が 2 番目のものが選択された。

表Ⅲ-2-3 試算の対象となる軽乗用車

車名	排気量 -(cc)-	車両重量 -(kg)-	燃費(JC08モード) -(km/ℓ)-	燃費基準値 -(km/ℓ)-	入札価格 -(万円)-
A	657	780	31.0	24.5	119
B	658	820	26.4	24.5	110
C	657	830	29.4	24.5	131
D	659	840	29.8	24.5	135
E	659	850	28.4	24.5	132
F	658	780	33.4	24.5	126
G	658	810	26.5	24.5	116

ア. 目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

この場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、 $33.4 / 24.5 = 1$  で 36%となる。そのため、50点の36%の18点を加算の満点とする。この前提で、加算点を設定すると以下のとおりとなる。試算条件は次のとおりとする。

- 燃費基準値：24.5km/ℓ<sup>15</sup>
- 燃費目標値：33.4km/ℓ (同クラスの市販車の最高レベルから設定)
- ガソリン価格：136円/ℓ
- 加算点の満点：18点

セダン、ハッチバックと同様に考え、

<sup>15</sup> グリーン購入法のガソリン乗用車に係る JC08 モードの燃費基準 24.5km/ℓ (車両重量 741kg 以上 856kg 未満の判断の基準)。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$\text{加算点} = 18 \times \frac{\text{提案車の燃費} - 24.5}{33.4 - 24.5}$$

上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

◇車名A

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \\ \text{加算点} &: 18 \text{ 点} \times \frac{(31.0 - 24.5)}{(33.4 - 24.5)} = 13.1 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 13.1 \text{ 点} = 113.1 \text{ 点} \\ \text{評価値} &: 113.1 \text{ 点} / 119 \text{ 万円} = \mathbf{0.950} \end{aligned}$$

◇車名B

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \\ \text{加算点} &: 18 \text{ 点} \times \frac{(26.4 - 24.5)}{(33.4 - 24.5)} = 3.8 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 3.8 \text{ 点} = 103.8 \text{ 点} \\ \text{評価値} &: 103.8 \text{ 点} / 110 \text{ 万円} = \mathbf{0.944} \end{aligned}$$

◇車名C

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \\ \text{加算点} &: 18 \text{ 点} \times \frac{(29.4 - 24.5)}{(33.4 - 24.5)} = 9.9 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 9.9 \text{ 点} = 109.9 \text{ 点} \\ \text{評価値} &: 109.9 \text{ 点} / 131 \text{ 万円} = \mathbf{0.839} \end{aligned}$$

◇車名D

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \\ \text{加算点} &: 18 \text{ 点} \times \frac{(29.8 - 24.5)}{(33.4 - 24.5)} = 10.7 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 10.7 \text{ 点} = 110.7 \text{ 点} \\ \text{評価値} &: 110.7 \text{ 点} / 135 \text{ 万円} = \mathbf{0.820} \end{aligned}$$

◇車名E

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \\ \text{加算点} &: 18 \text{ 点} \times \frac{(28.4 - 24.5)}{(33.4 - 24.5)} = 7.9 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 7.9 \text{ 点} = 107.9 \text{ 点} \\ \text{評価値} &: 107.9 \text{ 点} / 132 \text{ 万円} = \mathbf{0.817} \end{aligned}$$

◇車名F

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \\ \text{加算点} &: 18 \text{ 点} \times \frac{(33.4 - 24.5)}{(33.4 - 24.5)} = 18 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 18 \text{ 点} = 118 \text{ 点} \\ \text{評価値} &: 118 \text{ 点} / 126 \text{ 万円} = \mathbf{0.937} \end{aligned}$$

◇車名G

$$\begin{aligned} \text{標準点} &: 100 \text{ 点} \\ \text{加算点} &: 18 \text{ 点} \times \frac{(26.5 - 24.5)}{(33.4 - 24.5)} = 4.0 \text{ 点} \\ \text{得点} &: 100 \text{ 点} + 4.0 \text{ 点} = 104.0 \text{ 点} \\ \text{評価値} &: 104.0 \text{ 点} / 116 \text{ 万円} = \mathbf{0.897} \end{aligned}$$

評価値は、~~A>B>F>G>C>D>E~~となり、~~評価値が最も高い車名A~~を提案した者と契約を結ぶことになる。~~環境性能を加点することにより、入札価格順位が3番目、燃費順位が2番目のものが選択された。~~

イ. 燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合

【例：ハイブリッド軽乗用車（排気量660cc以下）の場合】

設定項目	設定内容
①評価指標	燃費（燃料1ℓ当たりの走行距離）



②標準点	燃費基準値 24.5km/ℓ
③換算方法	燃費 1km/ℓについて加算点 2.2 点とする。

- ① 評価指標については環境性能として定量的に評価可能な「燃費」を設定
- ② ~~グリーン購入法の特定調達品目に該当することから、自動車の判断の基準を満足する製品であることを最低限の要求要件とし、グリーン購入法の判断の基準を満たす自動車（燃費基準値 24.5km/ℓ）に標準点 100 点を付与する。~~
- ③ ~~燃費（燃料 1ℓ当たりの走行距離）1km/ℓについて加算点を設定。要求水準を満たした場合を 0 点とし、最高水準の場合が 50 点以下になる範囲で適当な値を設定する（簡単化のため最高得点の設定は 5 点刻みとする）。具体的には、最高レベルの燃費（33.4km/ℓ）の市販車が燃費基準値（24.5km/ℓ）と比較して 36% 効率が良くなるため（ $(33.4\text{km}/\ell - 24.5\text{km}/\ell) / 24.5\text{km}/\ell = 0.36$ ）、仮の最高点を 20 点（ $50 \times 0.4$ ）とする。燃費目標値の自動車に加算点 20 点を与えることとし、燃費 1km/ℓ当たりの得点を設定すると 2.2（ $20 \text{ 点} / (33.4\text{km}/\ell - 24.5\text{km}/\ell)$ ）となることから、このクラスでは燃費 1km/ℓにつき 2.2 点と設定する。~~

~~仮定の場合、燃費 1km/ℓ当たり加算点 2.2 点から、評価値を算定すると以下のとおりとなる。~~

◇車名 A

得点： $100 \text{ 点} + (31.0 - 24.5) \times 2.2 \text{ 点} = 114.3 \text{ 点}$   
 評価値： $114.3 \text{ 点} / 119 \text{ 万円} = \mathbf{0.961}$

◇車名 B

得点： $100 \text{ 点} + (26.4 - 24.5) \times 2.2 \text{ 点} = 104.2 \text{ 点}$   
 評価値： $104.2 \text{ 点} / 110 \text{ 万円} = \mathbf{0.947}$

◇車名 C

得点： $100 \text{ 点} + (29.4 - 24.5) \times 2.2 \text{ 点} = 110.8 \text{ 点}$   
 評価値： $110.8 \text{ 点} / 131 \text{ 万円} = \mathbf{0.846}$

◇車名 D

得点： $100 \text{ 点} + (29.8 - 24.5) \times 2.2 \text{ 点} = 111.7 \text{ 点}$   
 評価値： $111.7 \text{ 点} / 135 \text{ 万円} = \mathbf{0.827}$

◇車名 E

得点： $100 \text{ 点} + (28.4 - 24.5) \times 2.2 \text{ 点} = 108.6 \text{ 点}$   
 評価値： $108.6 \text{ 点} / 132 \text{ 万円} = \mathbf{0.823}$

◇車名 F

得点： $100 \text{ 点} + (33.4 - 24.5) \times 2.2 \text{ 点} = 119.6 \text{ 点}$   
 評価値： $119.6 \text{ 点} / 126 \text{ 万円} = \mathbf{0.949}$

#### ◇車名 G

得点： $100 \text{点} + (26.5 - 24.5) \times 2.2 \text{点} = 104.4 \text{点}$

評価値： $104.4 \text{点} / 116 \text{万円} = \mathbf{0.900}$

評価値は、~~A > F > B > G > C > D > E~~ となり、~~評価値が最も高い車名 A~~ を提案した者と契約を結ぶことになる。~~燃費 1km/ℓ 当たり加算点 2.2 点とした場合は、上記アの結果と比較すると車名 F と車名 B の順位が入れ替わっているが、契約相手は同じであり、入札価格順位が 3 番目、燃費順位が 2 番目のものが選択された。~~

### ○ハイブリッド乗用車とクリーンディーゼル乗用車を同一に扱う例

以下に、ガソリンを燃料に利用するハイブリッド乗用車とクリーンディーゼル乗用車が発熱量換算燃費値により比較可能である場合の具体的な評価値の算定例を示す。算定に当たっては、概ね車両重量 1,421kg 以上 1,531kg 未満及び 1,531kg 以上 1,651kg 未満のハイブリッド乗用車及びクリーンディーゼル乗用車で仮定の例を示すこととする。

試算対象となる自動車の仕様は、表Ⅲ-2-4 のとおりである。

表Ⅲ-2-4 試算の対象となる乗用車

車名	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	燃費 (JC08モード) (km/ℓ)	燃費基準値 <sup>*1</sup> (km/ℓ)	入札価格 (万円)
A	1,797	1,520	24.2	17.6	259
B	1,997	1,570	20.8	16.5	245
C	1,797	1,610	23.8	16.5	268
D	2,188	1,530	22.2 <sup>*2</sup>	17.6	254
E	1,997	1,650	18.8	16.5	242

※1：車名 A 及び D が車両重量 1,421kg 以上 1,531kg 未満の区分、車名 A 及び D 以外のものが車両重量 1,531kg 以上 1,651kg の区分である。

※2：車名 D はクリーンディーゼル乗用車であり、発熱量換算燃費とするため 1.1 で除している。

#### ◇目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

対象となるクラスの燃費基準値は車名 A が 17.6km/ℓ、車名 A 以外が 16.5km/ℓ (JC08モード燃費)<sup>16</sup>である。最も燃費効率の良い自動車 (車名 C) の燃費が燃費目標値である。この場合、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は  $23.8 / 16.5 = 1$  で 44%となる。そのため、50 点の 44% の 22 点を加算点の満点とする。この前提で、加算点を設定すると以下のとおりとなる。試算条件は次のとおりとする。

□ 燃費基準値：16.5km/ℓ (車名 A 及び D は 17.6 km/ℓ)

□ 燃費目標値：23.8km/ℓ (同クラスの市販車の最高レベルから設定)

□ ガソリン価格：136 円/ℓ

<sup>16</sup> グリーン購入法のガソリン乗用車に係る燃費基準値はそれぞれ 17.6km/ℓ (車両重量 1,421kg 以上 1,531kg 未満の判断の基準)、16.5km/ℓ (車両重量 1,531kg 以上 1,651kg 未満の判断の基準) である。

日 加算点の満点：22点

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$\text{加算点} = 22 \times \frac{\text{提案車の燃費} - 16.5 (\text{又は } 17.6)}{23.8 - 16.5}$$

上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

#### ◇車名A

標準点：100点 — 加算点：22点 ×  $(24.2 - 17.6) / (23.8 - 16.5) = 19.9$ 点  
得点：100点 + 19.9点 = 119.9点 — 評価値：119.9点 / 259万円 = 0.463

#### ◇車名B

標準点：100点 — 加算点：22点 ×  $(20.8 - 16.5) / (23.8 - 16.5) = 13.0$ 点  
得点：100点 + 13.0点 = 113.0点 — 評価値：113.0点 / 245万円 = 0.461

#### ◇車名C

標準点：100点 — 加算点：22点 ×  $(23.8 - 16.5) / (23.8 - 16.5) = 22$ 点  
得点：100点 + 22点 = 120点 — 評価値：120点 / 268万円 = 0.455

#### ◇車名D

標準点：100点 — 加算点：22点 ×  $(22.2 - 17.6) / (23.8 - 16.5) = 13.9$ 点  
得点：100点 + 13.9点 = 113.9点 — 評価値：113.9点 / 254万円 = 0.448

#### ◇車名E

標準点：100点 — 加算点：22点 ×  $(18.8 - 16.5) / (23.8 - 16.5) = 6.9$ 点  
得点：100点 + 6.9点 = 106.9点 — 評価値：106.9点 / 242万円 = 0.442

評価値は、A > B > C > D > E となり、評価値が最も高い車名 A を提案した者と契約を結ぶことになる。入札価格が2番目に高いが、環境性能が2番目に優れたものが選択された。

### (3.4) 評価値の算定例（賃貸借の場合）

自動車の賃貸借においても、上記(2.3)の購入に係る評価方式と同様の総合評価落札方式を適用することとする。ただし、賃貸借の場合は、契約期間（＝供用期間）の長短に応じて、使用段階における環境負荷が増減することから、加算点の満点を賃貸借の契約期間に応じて変更する必要がある。具体的には、上記(2.3)のセダン(3ボックス型)ハイブリッド乗用車の例においては、購入後の供用期間が7年間で加算点の満点を50点としているところであるが、例えば賃貸借の契約期間が3年の場合は3/7（加算点の満点は21点）を、5年の場合は5/7（加算点の満点は36点）を乗じることとする。

なお、契約期間が3年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さく、加算点の満点が低い場合など、評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、調達者の判断により、必ずしも本方式を適用しないものとする。

### ◇保守業務等を含めた賃貸借契約の考え方

自動車に係る賃貸借契約は、車両の点検等の保守業務等を含めた、いわゆるメンテナンスリース契約を締結<sup>17</sup>するケースが多くあり、この場合、自動車本体価格（諸費用を含む）に加え、保守業務等費用を合わせた契約となる。保守業務等が適切に実施されることにより一定の燃費性能の維持・向上効果が見込まれる。そのため、保守業務等の適切な評価体制が構築済又は構築が可能な場合は、調達者の判断により、契約に含める保守業務等の内容に応じて、加算点に保守業務等で得られる環境性能を加えることができるものとする。

$$\text{環境性能} = \text{燃費} + \text{保守業務等}$$

なお、保守業務等に係る環境性能の加算点は、燃費の加算点の満点の2割程度（例えば燃費の加算点の満点が50点の場合は保守業務等の満点は10点）が適当と考えられる。

評価項目例（配点）	評価方法例								
法定点検以外の点検（7点）	<p>○提案されたエンジン、動力伝達装置、電気装置、タイヤ・ホイール等の点検内容、当該点検による想定される燃費の維持向上効果及び点検頻度について審査により評価<sup>※</sup>する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジン洗浄、エンジン調整等による空燃費の改善の提案</li> <li>・潤滑系統洗浄（フラッシング）による燃費の改善、エンジン出力の向上の提案</li> <li>・電気系統（点火系統）の強化による燃費の改善の提案</li> <li>・タイヤ空気圧点検、タイヤのローテーションの提案 等</li> </ul> <p>【評価例】</p> <p>最も優れた提案に7点を与え、以下3点ずつ減点し、上位3位まで加点</p> <p>他の提案に比べ</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>最も優れている</td> <td>: 7点</td> </tr> <tr> <td>2番目に優れている</td> <td>: 4点</td> </tr> <tr> <td>3番目に優れている</td> <td>: 1点</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td>: 0点</td> </tr> </table> <p>※法定点検の内容と比較し、当該提案が法定点検よりどの程度優れているかという観点で審査することが考えられる</p>	最も優れている	: 7点	2番目に優れている	: 4点	3番目に優れている	: 1点	それ以外	: 0点
最も優れている	: 7点								
2番目に優れている	: 4点								
3番目に優れている	: 1点								
それ以外	: 0点								

<sup>17</sup> （公社）リース事業協会調査によると、令和2年9月末現在の会員事業者のリース車保有台数に占めるメンテナンスリース契約の割合は62.7%となっている。

評価項目例（配点）	評価方法例								
<p>消耗品の交換等（3点）</p>	<p>○提案された消耗品（エンジンオイル、オイルフィルタ、エアエレメント、タイヤ等）の燃費向上効果及び交換頻度<sup>※</sup>について審査により評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジンオイルの役割（潤滑、冷却、気密保持、清浄分散、防錆防食等）を踏まえた適切なオイルの選択及び交換頻度の提案</li> <li>・長期使用（リデュース・リユース）に配慮したオイルフィルタやエアエレメントの選択及び交換頻度の提案</li> <li>・プラグやプラグコードの適切な交換の提案</li> <li>・転がり抵抗の低いタイヤの選択、適切な交換の提案 等</li> </ul> <p><u>※消耗品の交換に当たって不必要又は過度な交換頻度の提案は環境負荷低減に逆行するため評価を下げる</u></p> <p><b>【評価例】</b></p> <p>最も優れた提案に3点を与え、以下1点ずつ減点し、上位3位まで加点</p> <p>他の提案に比べ</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>最も優れている</td> <td style="text-align: right;">：3点</td> </tr> <tr> <td>2番目に優れている</td> <td style="text-align: right;">：2点</td> </tr> <tr> <td>3番目に優れている</td> <td style="text-align: right;">：1点</td> </tr> <tr> <td>それ以外</td> <td style="text-align: right;">：0点</td> </tr> </table>	最も優れている	：3点	2番目に優れている	：2点	3番目に優れている	：1点	それ以外	：0点
最も優れている	：3点								
2番目に優れている	：2点								
3番目に優れている	：1点								
それ以外	：0点								

一般的なメンテナンスリース契約に含まれる保守業務等としては、継続車検、法定点検、法定点検以外の点検、タイヤ、バッテリー、エンジンオイル等の消耗品の交換等が対象となる。これらの項目の中から、適切に評価項目を選定する必要がある。なお、継続車検及び法定点検については、道路運送車両法に基づく検査、点検整備であることから、全車両において実施すべきものであり、評価に含めないことが適当である。

保守業務等の環境性能を評価するために、入札に当たって提案者に求める保守業務等の項目として、例えば、以下のような項目が考えられる。

- 法定点検以外の点検に係る内容（点検内容、頻度、燃費向上効果等）
- 消耗品の交換等に係る内容（交換等の対象及び基準、燃費向上効果等）

下表は、法定点検以外の点検に7点、消耗品の交換等に3点を与えた場合の具体的な評価方法例である。

提案内容の評価に当たっては、調達者の恣意を極力排除し、公正な評価を行うことが重要である。このため、評価を実施するための審査会を組織する。審査会には、提案内容の適切な審査が可能な人員を適切なバランスで配ることが必要である。

## ○セダン（3ボックス型）ハイブリッド乗用車の例

### ア. 目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合

自動車の賃貸借契約を行う場合の具体的な評価値の算定例を示す。算定に当たっては、上記（2.3）の概ね車両重量1,311kg以上1,421kg未満のセダン（3ボックス型）ハイブリッド乗用車を3年間（36ヶ月）の賃貸借契約で調達する場合の仮定の例を示すこととする。

上記のとおり、賃貸借の契約期間が3年の場合、加算点の満点を50点×3/7（供用期間7年のため）≒21点と設定し、次式により加算点を算出する。

$$\text{加算点} = 21 \times \frac{\text{提案車の燃費}-19.0}{39.0-19.0} \quad \dots (式5)$$

試算対象となる自動車の仕様は評価値の試算結果は、表Ⅲ-2-53のとおりである。

表Ⅲ-2-3 ハイブリッド乗用車の評価の例（賃貸借の場合）

車名	車両重量 (kg)	提案車燃費 (km/L)	燃費基準値 (km/L)	燃費目標値 (km/L)	①得点	②価格点 <sup>注2</sup> (1点/千円)	評価値 (①/②)	順位
A	1,100	32.6	16.0	32.0	121.0 <sup>注1</sup>	68.8	1.759	3
B	1,300	19.8	15.2	30.4	106.4	68.5	1.553	5
C	1,180	27.8	15.7	31.4	116.2	64.2	1.810	2
D	1,270	22.0	15.3	30.6	109.2	63.3	1.725	4
E	1,040	18.4	16.3	33.2	102.7	55.4	1.854	1

注1：車名Aの燃費は燃費目標値（燃費基準値の2倍）を上回っているため加算点は上限値の21点

表Ⅲ-2-1に示したハイブリッド乗用車の評価値の計算式は以下のとおり。

#### ◇車名A

標準点：100点      加算点：21点×(32.6-16.0) / 16.0 = 21.8点

得点：100点 + 21点（加算点の上限値） = 121点

評価値：121点 / 68.8点 = **1.759**

#### ◇車名B

標準点：100点      加算点：21点×(19.8-15.2) / 15.2 = 6.4点

得点：100点 + 6.4点 = 106.4点      評価値：106.4点 / 68.5点 = **1.553**

#### ◇車名C

標準点：100点      加算点：21点×(27.8-15.7) / 15.7 = 16.2点

得点：100点 + 16.2点 = 116.2点      評価値：116.2点 / 64.2点 = **1.810**

#### ◇車名D

標準点：100点      加算点：21点×(22.0-15.3) / 15.3 = 9.2点

得点：100点+9.2点=109.2点　　評価値：109.2点/63.3点=1.725

#### ◇車名 E

標準点：100点　　加算点：21点×(18.4-16.3)/16.3=2.7点

得点：100点+2.7点=102.7点　　評価値：102.7点/55.4点=1.854

評価値は、E>C>A>D>B となり、評価値が最も高い車名 E を提案した者と契約を結ぶことになる。

この例においては、価格が最も安い車名 E が選択された、環境性能の最も優れた車名 A は、第 3 位の評価となった。賃貸借の場合は、契約期間の長短に応じて加算点の満点を定めていることから、契約期間が 7 年に満たなければ、購入の場合に比べ、価格に重きが置かれることとなる。

表Ⅲ-2-5 試算の対象となる乗用車

車名	排気量 -(cc)-	車両重量 -(kg)-	燃費 (JC08 モード) -(km/ℓ)-	燃費基準値 -(km/ℓ)-	入札価格※ -(千円)-
A	1,797	1,320	39.0	19.0	77.0
B	1,498	1,320	27.8	19.0	62.7
C	1,496	1,350	23.2	19.0	66.5
D	1,496	1,380	30.4	19.0	72.9
E	1,797	1,390	24.5	19.0	68.3

※：入札価格は 3 年 (36 ヶ月) のリース契約の月額リース料を想定している。

上記の算定結果の加算点を加え、評価値を算定すると以下のとおり。

#### ◇車名 A

標準点：100点　　加算点：21点×(39.0-19.0)/(39.0-19.0)=21.0点 ←式 5

得点：100点+21.0点=121.0点

評価値：121.0点/77.0千円=1.571

#### ◇車名 B

標準点：100点　　加算点：21点×(27.8-19.0)/(39.0-19.0)=9.2点

得点：100点+9.2点=109.2点　　評価値：109.2点/62.7千円=1.742

#### ◇車名 C

標準点：100点　　加算点：21点×(23.2-19.0)/(39.0-19.0)=4.4点

得点：100点+4.4点=104.4点　　評価値：104.4点/66.5千円=1.570

#### ◇車名 D

標準点：100点　　加算点：21点×(30.4-19.0)/(39.0-19.0)=12.0点

得点：100点+12.0点=112.0点　　評価値：112.0点/72.9千円=1.536

#### ◇車名 E

標準点：100点　　加算点：21点×(24.5-19.0)/(39.0-19.0)=5.8点

~~得点：100点＋5.8点＝105.8点　評価値：105.8点／68.3千円＝**1.549**~~

~~評価値は、**B>A>C>E>D**となり、**評価値が最も高い車名 B**を提案した者と契約を結ぶことになる。~~

~~この例においては、価格が最も安い車名 B が選択された、環境性能の最も優れた車名 A は、第 2 位の評価となった。賃貸借の場合は、契約期間の長短に応じて加算点の満点を定めていることから、契約期間が 7 年に満たなければ、購入の場合に比べ、価格に重きが置かれることとなる。~~

#### **イ．燃費に対して一定の環境価値を認めた点数換算する場合**

~~燃費基準値を超えた改善部分に対して、燃費 1km/ℓ当たり数点を加算する。~~

~~この場合についても、同様に賃貸借の契約期間に応じて燃費 1km/ℓ当たりの加算点を変更する必要がある。例えば賃貸借の契約期間が 3 年の場合、燃費 1km/ℓ当たりの加算点を 1 点 (50 点／(39.0km/ℓ＝19.0km/ℓ)×3/7) として評価値を算定すると以下のとおりとなる。~~

##### **◇車名 A**

~~得点：100点＋(39.0－19.0)×1.0点＝120.0点~~

~~評価値：120.0点／77.0千円＝**1.558**~~

##### **◇車名 B**

~~得点：100点＋(27.8－19.0)×1.0点＝108.8点~~

~~評価値：108.8点／62.7千円＝**1.735**~~

##### **◇車名 C**

~~得点：100点＋(23.2－19.0)×1.0点＝104.2点~~

~~評価値：104.2点／66.5千円＝**1.567**~~

##### **◇車名 D**

~~得点：100点＋(30.4－19.0)×1.0点＝111.4点~~

~~評価値：111.4点／72.9千円＝**1.528**~~

##### **◇車名 E**

~~得点：100点＋(24.5－19.0)×1.0点＝105.5点~~

~~評価値：105.5点／68.3千円＝**1.545**~~

~~各車名の評価順位は **B>C>A>E>D** となり、**評価値が最も高い車名 B**を提案した者と契約を結ぶことになる。~~

#### **ウ．保守業務等の環境価値を加算した場合**

~~上記アの車名 A 及び B を例に、保守業務等を含めて評価した場合の加算点及び評価値を算定する。~~



~~算定に当たっての前提を以下のとおりとする。~~

- ~~□ 保守業務等に係る加算点（保守業務点）の満点は10点~~
- ~~□ 車名Aの保守業務点を7点（法定点検以外の点検4点、消耗品の交換等3点）~~
- ~~□ 車名Bの保守業務点を2点（法定点検以外の点検1点、消耗品の交換等1点）~~
- ~~□ 保守業務等に要する費用を車名A及び車名Bともに月額1万円~~

$$\text{加算点} = 21 \times \frac{\text{提案車の燃費} = 19.0}{39.0 = 19.0} \pm 3/7 \times \text{保守業務点} \dots\dots (式6)$$

~~この場合、契約期間を3年としているため、保守業務点にそれぞれ3/7を乗じる必要があり、車名Aの保守業務に係る加算点は $3/7 \times 7 \text{点} = 3 \text{点}$ 、車名Bの保守業務に係る加算点は $3/7 \times 2 \text{点} = 1 \text{点}$ となる。評価値を算定すると以下のとおり。~~

◇車名A

~~標準点：100点~~

~~加算点：21点 $\times \frac{(39.0 = 19.0)}{(39.0 = 19.0)}$  + 3点 = 24.0点~~

~~評価値：(100点 + 24.0点) / 77.0千円 = **1.610**~~

◇車名B

~~標準点：100点~~

~~加算点：21点 $\times \frac{(27.8 = 19.0)}{(39.0 = 19.0)}$  + 1点 = 10.2点~~

~~評価値：(100点 + 10.2点) / 62.7千円 = **1.758**~~

## 2-4 燃費基準を満たした車両が存在しない場合等

グリーン購入法の特定調達品目の対象となる自動車のうち、ハイブリッド自動車等燃費基準を満たすことが判断の基準となっている自動車については、総合評価落札方式において加算点を算定する場合に用いる燃費基準値は、当該自動車の燃料種及び車種に対応する区分ごとの燃費基準値としている。

一方、行政事務の遂行に当たり、基準を満たす車両には目的に合致する適当な車種車両がない特別な場合や、特に例えば、小型バス、貨物車、重量車において燃費基準を満たした車両が存在しない場合等は、グリーン購入法の判断の基準によらない調達となることもやむを得ないこととしている。この場合は、発注者において具体的な発注要件を設定し、価格面だけでなく燃費性能においても競争性の確保に留意した上で、総合評価落札方式の適否を判断する。総合評価落札方式を実施する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値として設定し、評価を行うものとする。

## 2-5 燃費試験法及び表示方法の移行

「エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）」に基づく燃費基準に係る乗用車等<sup>18</sup>の燃費試験方法については、平成28（2016）年10月から従来のJC08モードに加え、国際基準に基づく測定法であるWLTCモードにより実施することが可能となり、カタログ等への燃費表示についても、WLTCモード（併せて走行環境に応じたHML燃費表示の導入）が平成29（2017）年7月から適用されている。さらに、平成30（2018）年10月からはWLTCモードに切り替わっており、燃費試験方法についてもWLTCモードに切り替わりつつあるところである。

乗用車や小型貨物車に係る省エネ法の目標年度である令和2（2020）年度又は令和4（2022）年度における燃費目標値はJC08モードで設定されており、目標年度までの期間においては、JC08モードによる燃費値とWLTCモードによる燃費値が併存することとなるが、多くの車種についてはJC08モードによる燃費表示も続くものと考えられる。なお、WLTC燃費値のみの場合は、省エネ法における燃費目標の達成判定は、WLTC燃費値により評価することとされており、本方式においても、省エネ法の評価と同様にWLTC燃費値を使用することとする。他方、WLTCモードの全体的な傾向としては、WLTC燃費値はJC08燃費値と比較して同水準又はより低い（燃費悪化側）値となる傾向が確認されている。

上記のWLTCモードの傾向を踏まえると、自動車の購入等に係る環境配慮契約（総合評価落札方式）の評価において、燃費値をJC08モードに替えてWLTCモードを採用することにより、環境負荷（CO<sub>2</sub>排出量）をより重視した評価となること、その結果として燃料費用

<sup>18</sup> 省エネ法によるWLTCモード燃費の対象車種は、ガソリン、軽油又はLPガスを燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車（乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トンの乗用自動車を除く。）及びガソリン又は軽油を燃料とする車両総重量3.5トン以下の道路運送車両法に基づく型式指定を受けた貨物自動車。なお、本契約方式（総合評価落札方式）の対象車種ではないが、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車についても、試験方法はWLTCモードによる。

の削減によりコストの削減にもつながることが期待される。

このため、燃費試験方法及び燃費表示の移行期間において、乗用車等の環境配慮契約を行う場合は、以下の対応を図ることを原則とする。

- ① 評価する全ての自動車がWLTCモードによる燃費表示を行っている場合（JC08モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む。）は、WLTC燃費値により評価するものとする。
- ② 上記①以外の場合は、JC08燃費値を優先するものとする（WLTC燃費値のみ表示している車両に限ってWLTC燃費値により評価）。

## 2-6 標準的な手続とスケジュール

自動車の購入等に係る契約の標準的な手続とスケジュールは、以下のとおり。

入札公告から入札までの日数は約10日必要であること、入札公告時には、年間走行距離、供用期間、車両形式や排気量等の仕様、使用目的、要求性能等の入札条件を明示することに注意を要する。



図Ⅲ-2-3 本契約方式による入札に係る手続

### 3. その他

調達者は、前項までの事項を踏まえた上で、次の点に留意しながら契約業務を行うものとする。基本的な事項は、以下のとおり。

- 公正な競争の確保のため、算定方式及び評価結果について情報公開を行う。
- 選定した自動車を購入等の後に適切な使用状況にあることを監視し、燃料使用量の削減を推進する。

**以下資料編は省略**